# 令和８年度　市民税・県民税（住民税）申告書 」の記入の手引き

## 1 「１　収入金額等」及び「２　所得金額」

申告書表面「１　収入金額等」欄（ア～シ）及び「２　所得金額」欄（①～⑫）に次のとおり計算し記入してください。

収入金額　－　必要経費　＝　所得金額

- 収入金額：令和７年１月１日から令和７年１２月３１日の１年間の収入として確定した金額
- 必要経費：収入を得るために要した費用（給与及び公的年金については、一定の計算に基づき算出）
- 所得金額：収入金額から必要経費を差し引いた金額

| 事業所得（営業） | **「ア」及び「①」　※収入・必要経費の内訳を収支内訳書欄に記入** |
|---|---|
| 卸売業、小売業、サービス業などの営業から生ずる所得や、医師、弁護士、大工、左官、保険の外交等の事業から生ずる所得です。 | |
| **事業所得（農業）** | **「イ」及び「②」　※収入・必要経費の内訳を収支内訳書欄に記入** |
| 農作物の生産、果樹栽培、畜産などの事業から生ずる所得です。 | |
| **不動産所得** | **「ウ」及び「③」　※収入・必要経費の内訳を収支内訳書欄に記入** |
| 貸家、貸地、貸アパートなどから生ずる所得です。 | |
| **利子所得** | **該当がある場合は「エ」及び「④」へ記入** |
| 一般的に、源泉分離課税のため申告は不要です。ただし、国外銀行等の預金利子等で源泉徴収されないものは申告が必要。 | |
| **配当所得** | **該当がある場合は「オ」及び「⑤」へ記入** |
| 株式、出資金配当、投資信託（公社債投資信託・公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などによる所得です。<br>※内訳は申告書裏面「８　配当所得に関する事項」欄に記入してください。なお、配当所得に係る必要経費とは、株式などの元本取得に要した負債の利子をいいます。<br>【注意】令和６年度（令和５年分）より、所得税と市民税・県民税の課税方式を統一させることになり、**異なる課税方式を選択することができなくなりました。**確定申告で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額にかかる所得を申告した場合、所得税だけでなく、住民税における合計所得金額や総所得金額へ加算され、住民税の算定だけでなく、国民健康保険税や介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定にも影響する場合があります。また、一度選択（申告）したものについては、取り下げることができませんので、申告者ご自身の責任で慎重に判断いただき、申告を行ってください。 | |
| **給与所得** | **「カ」に源泉徴収票の支払金額を記入してください。「⑥」には給与所得控除後の金額を記入、又は給与速算表で算出した金額を記入してください。（直接申告書を窓口にて提出される場合は、内容確認のため源泉徴収票をお持ちください。）** |
| 給与、賃金、賞与などの所得です。<br>※日給などで源泉徴収票がない人は、申告書裏面「６　給与所得の内訳」欄に記入し、その合計額を「カ」に記入してください。また、勤務先の所在地・名称・電話番号も記入してください。 | |

**【給与の速算表】**

| A | 給与等の収入金額合計 | 円 |
|---|---|---|

※複数個所から給与の支払いを受けた場合は、その合算額から算出する。

| A の金額 | 給与所得の金額 |
|---|---|
| ～650,999 円 | 0 円 |
| 651,000 円～1,899,999 円 | A－650,000 円 |
| 1,900,000 円～3,599,999 円 | A÷4（千円未満切捨て）× 2.8 － 80,000 円 |
| 3,600,000 円～6,599,999 円 | A÷4（千円未満切捨て）× 3.2 － 440,000 円 |
| 6,600,000 円～8,499,999 円 | A× 0.9 － 1,100,000 円 |
| 8,500,000 円～ | A － 1,950,000 円 |

次に該当する場合は所得金額調整控除の対象になりますので、下記から計算した❶または❷の金額を、給与所得金額から引き、算出した金額を⑥に記入してください。

※給与等の収入が850万円を超えている方で、以下のどちらかに該当する場合
・本人又は同一生計配偶者、もしくは扶養親族が特別障害
・23歳未満の扶養親族を有する
（前ページAの金額－850万円）×10%・・・❶　※該当扶養親族を申告書裏面「15」所得金額調整控除の欄に記入してください。

給与等の所得金額と、公的年金等の雑所得があり、二つの所得金額の合計が10万円以上になる場合
給与所得等の金額（上限10万円）＋公的年金等の雑所得（上限10万円）－10万円・・・❷

**雑所得（公的年金等）**　**「キ」に源泉徴収票の支払金額を記入してください。「⑦」には、次の速算表で算出した金額を記入してください。（直接申告書を窓口にて提出される場合は、内容確認のため源泉徴収票をお持ちください。）**

国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給、企業年金などの所得です。
※遺族年金及び障害年金は非課税所得に該当しますので、この欄に記入は不要です。なお、収入が遺族年金及び障害年金のみの人は、「5 収入がなかった人の記入欄」に記入してください。

**雑所得（業務）**　**該当がある場合は「ク」に収入金額を入れてください「⑧」には必要経費を引いて算出した金額を記入してください。**

原稿料や印税、講演料、ネットオークションを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入による所得です。
※内訳は、申告書裏面「９ 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」欄に記入してください。

**雑所得（その他）**　**該当がある場合は「ケ」に収入金額を入れてください。「⑨」には必要経費を引いて算出した金額を記入してください。**

生命保険の個人年金、互助年金などの他の所得に当てはまらない所得です。
※内訳は、申告書裏面「９ 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」欄に記入してください。

**【公的年金等に係る雑所得の速算表】**

| | | |
|---|---|---|
| A | 公的年金等の収入金額合計 | 円 |

※複数個所から年金の支払いを受けた場合は、その合計額から算出する。

昭和36年1月2日以降に生まれた人（65歳未満）

| 公的年金等の雑所得の金額（A） | 1,000万円以下 | 1,000万円超2,000万円以下 | 2,000万円超 |
|---|---|---|---|
| ～1,299,999円 | A−600,000円 | A−500,000円 | A−400,000円 |
| 1,300,000円～4,099,999円 | A×0.75−275,000円 | A×0.75−175,000円 | A×0.75−75,000円 |
| 4,100,000円～7,699,999円 | A×0.85−685,000円 | A×0.85−585,000 | A×0.85−485,000 |
| 7,700,000円～9,999,999円 | A×0.95−1,455,000円 | A×0.95−1,355,000円 | A×0.95−1,255,000円 |
| 10,000,000円～ | A−1,955,000円 | A−1,855,000円 | A−1,755,000円 |

昭和36年1月1日以前に生まれた人（65歳以上）

| 公的年金等の雑所得の金額（A） | 1,000万円以下 | 1,000万円超2,000万円以下 | 2,000万円超 |
|---|---|---|---|
| ～3,299,999円 | A−1,100,000円 | A−1,000,000円 | A−900,000円 |
| 3,300,000円～4,099,999円 | A×0.75−275,000円 | A×0.75−175,000円 | A×0.75−75,000円 |
| 4,100,000円～7,699,999円 | A×0.85−685,000円 | A×0.85−585,000 | A×0.85−485,000 |
| 7,700,000円～9,999,999円 | A×0.95−1,455,000円 | A×0.95−1,355,000円 | A×0.95−1,255,000円 |
| 10,000,000円～ | A−1,955,000円 | A−1,855,000円 | A−1,755,000円 |

**総合譲渡所得（短期・長期）**　**該当がある場合は、短期「コ」・長期「サ」及び「⑪」に記入してください。**

総合譲渡所得とは、書画、骨董品、ゴルフ会員権など、土地建物以外の資産の譲渡から生ずる所得です。
資産の保有期間が５年以内のものを短期譲渡所得、５年を超えるものを長期譲渡所得といいます。
※内訳は、申告書裏面「１０ 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。算出した所得額を短期は「イ」長期は「ロ」にそれぞれ記入し、「二　合計」を表面「⑪」に記入してください。

**一時所得**　**該当がある場合は、「シ」及び「⑪」記入してください。**

一時所得とは、生命保険契約に基づく一時金、競馬、競輪などの払戻金、賞金、懸賞当選金などの一時的な所得です。
※特別控除額は、譲渡所得が短期と長期を合わせて50万円、一時所得が50万円です。
※内訳は、申告書裏面「１０　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。算出した所得額を「ハ」に記入し、「二　合計」を表面「⑪」記入してください。

## 2 「3及び4　所得から差し引かれる金額に関する事項」

所得控除金額を算出するために記入していただきます。要件を満たす場合に下記の方法から算出した金額を記入してください。

**⑬雑損控除**　**添付又は提示する書類** … 災害関連支出の領収書・り災証明書等

**要　件**　前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族が災害、盗難、横領にあった場合など

**控除額**　①・②のいずれか多い金額

①（損害金額－保険等で補てんされる額）－（総所得金額等×10%）

②（災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額）－ ５万円

**⑭医療費控除**　**添付又は提示する書類** … 医療費控除の明細書・医療保険者等の医療費通知書

**要　件**　前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族のために医療費等を支払った場合

**控除額**　（限度額２００万円）

（支払った医療費－保険金等で補てんされる金額）－｛（総所得金額等×5%）または 10 万円のどちらか小さい金額｝

**セルフメディケーション税制**　**添付又は提示する書類** … 医療費控除の明細書・健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類

**要　件**　前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族のために、特定一般用医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の購入費を支払った場合

**※通常の医療費控除との選択になります**

**控除額**　支払った購入費－１万２千円（限度額８万８千円）

**⑮社会保険料控除**　**添付又は提示する書類** … 控除証明書または領収書

**要　件**　前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族が負担することになっている社会保険料（健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金等）を、あなたが支払った場合

※公的年金から引き落とされる社会保険料は、その本人以外の控除とすることができません。

**控除額**　支払った社会保険料額

**⑯小規模企業共済等掛金控除**　**添付又は提示する書類** … 支払った金額の証明書

**要　件**　前年中にあなたが小規模企業共済法に規定された共済契約掛金などを支払った場合

**控除額**　支払った共済掛金

**⑰生命保険料控除**　**添付又は提示する書類** … 控除証明書

**要　件**　前年中に生命保険などの保険料(保険契約等に基づく生命保険料・個人年金保険料・介護保険料)を支払った場合

**控除額**　一般生命・個人年金・介護保険料について、それぞれ次の計算により算出し合算した金額　（**限度額 70,000 円**）

| | 年間の支払保険料 | 控除額 | | 年間の支払保険料 | 控除額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 旧契約 | 15,000 円以下 | 支払保険料の金額 | 新契約 | 12,000 円以下 | 支払保険料の全額 |
| | 15,000 円超 40,000 円以下 | 支払保険料×1/2＋7,500 円 | | 12,000 円超 32,000 円以下 | 支払保険料×1/2＋6,000 円 |
| | 40,000 円超 70,000 円以下 | 支払保険料×1/4＋17,500 円 | | 32,000 円超 56,000 円以下 | 支払保険料×1/4＋14,000 円 |
| | 70,000 円超 | 35,000 円（限度額） | | 56,000 円超 | 28,000 円（限度額） |

※旧契約…平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約　※新契約…平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約

**⑱地震保険料控除**　**添付又は提示する書類** … 控除証明書

**要　件**　前年中に損害保険契約について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合

**控除額**　地震保険料・長期損害保険料について、それぞれ下記の計算により算出し合算した金額　（**限度額 25,000 円**）

| | 年間の支払保険料 | 控除額 | | 年間の支払保険料 | 控除額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地震保険 | 50,000 円以下 | 支払保険料×1/2 | 旧長期損害保険 | 5,000 円以下 | 支払保険料の全額 |
| | 50,000 円超 | 25,000 円（限度額） | | 5,000 円超 15,000 円以下 | 支払保険料×1/2＋2,500 円 |
| | | | | 15,000 円超 | 10,000 円（限度額） |

※旧長期損害保険…平成 18 年 12 月 31 日までに契約し、契約期間が 10 年以上かつ満期返戻金があるものに限る

※一枚の控除証明書に旧長期と地震保険の両方が印字されていて、契約が同一の場合はどちらか有利な一方のみをご利用ください。

## ⑲～⑳ 寡婦・ひとり親控除

**要　件**　あなたの所得が 500 万円以下で寡婦又はひとり親である場合、

**控除額**　次に該当する金額　※申告書の⑲～⑳の項目で該当するものに、レ点を記入してください。

| | | |
|---|---|---|
| 寡婦 | ①　夫が死別（又は生死不明）した後、婚姻をしていない人<br>②　夫と離別した後、婚姻をしていない人で、扶養親族（前年の合計所得金額等が 58 万円以下）がいる人 | 26 万円 |
| ひとり親 | 現在婚姻していない人、または配偶者が死別、生死不明の人で、総所得金額 58 万円以下の生計を一にする子がいる人。 | ３０万円 |

## ㉑ 勤労学生控除

**添付又は提示する書類 …** 証明書等（提示）

**要　件**　あなたの前年の合計所得金額が 85 万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の学生の場合

**控除額**　26 万円　　※該当する場合、「㉑」勤労学生控除にレ点及び学校名を記入してください。

## ㉒ 障害者控除

**添付又は提示する書類 …** 障害者手帳等（提示）、国外居住親族の場合は【親族関係書類】及び【送金関係書類】（添付または提示）

**要　件**　あなたや、あなたの控除対象配偶者及び扶養親族が障害者である場合

**控除額**　次に該当する金額　※「㉒」に障害者の氏名、障害の程度（級）及び個人番号（マイナンバー）を記入してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 障害者 | 26 万円 | 同居特別障害者（特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなた又は配偶者等と同居している人） | 53 万円 |
| 特別障害者（身体障害 1・2級、精神障害 1 級等） | 30 万円 | | |

※「障害者控除対象認定書（市介護保険課交付）」の提出により上記に該当する控除が可能

## ㉓ 配偶者控除

**添付又は提示する書類 …** 国外居住親族の場合は【親族関係書類】及び【送金関係書類】（添付または提示）

**要　件**　あなたと生計を一にする前年の合計所得金額 58 万円以下の配偶者がいる場合

**控除額**　次のいずれか該当する金額　※「㉓～㉔」に配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額及び個人番号（マイナンバー）を記入してください。また別居の場合は裏面「１２」に必要事項を記入してください。

配偶者の合計所得により控除額が変わりますので下記該当箇所の控除額を記入してください。

①　控除対象配偶者…所得 900 万以下‥33 万円　所得 950 万以下‥22 万円　所得 1,000 万円以下‥11 万

②　老人控除対象配偶者（70 歳以上 ※昭和 31 年 1 月1 日以前に生まれた人）

所得 900 万以下‥３８万円　所得 950 万以下‥２６万円　所得 1,000 万円以下‥13 万

## ㉔ 配偶者特別控除

**添付又は提示する書類 …** **配偶者の源泉徴収票等**（提示いただく場合があります）

国外居住親族の場合は【親族関係書類】及び【送金関係書類】（添付または提示）

**要　件**　あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、一定の所得(下記表参照)を有する配偶者がいる場合

**控除額**　次に該当する金額　※「㉓～㉔」に配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額及び個人番号（マイナンバー）を記入してください。また別居の場合は裏面「１２」に必要事項を記入してください。

| 配偶者の合計所得額 | 900 万円以下 | 950 万円以下 | 1,000 万円以下 |
|---|---|---|---|
| 580,001 円～　950,000 円 | 330,000 円 | 220,000 円 | 110,000 円 |
| 950,001 円～1,000,000 円 | 330,000 円 | 220,000 円 | 110,000 円 |
| 1,000,001 円～1,050,000 円 | 310,000 円 | 210,000 円 | 110,000 円 |
| 1,050,001 円～1,100,000 円 | 260,000 円 | 180,000 円 | 90,000 円 |
| 1,100,001 円～1,150,000 円 | 210,000 円 | 140,000 円 | 70,000 円 |
| 1,150,001 円～1,200,000 円 | 160,000 円 | 110,000 円 | 60,000 円 |
| 1,200,001 円～1,250,000 円 | 110,000 円 | 80,000 円 | 40,000 円 |
| 1,250,001 円～1,300,000 円 | 60,000 円 | 40,000 円 | 20,000 円 |
| 1,300,001 円～1,330,000 円 | 30,000 円 | 20,000 円 | 10,000 円 |
| 1,330,001 円～ | ０円 | ０円 | ０円 |

| ㉕ 扶養控除 | **添付又は提示する書類** … 国外居住親族の場合は【親族関係書類】及び【送金関係書類】（添付または提示） |
|---|---|

**要　件**　あなたと生計を一にする前年の合計所得金額 58 万円以下の扶養親族がいる場合

**控除額**　次に該当する金額　※「㉕～㉖」に氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、控除額及び**個人番号（マイナンバー）**を記入してください。また別居の場合は裏面「１２」に必要事項を記入してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 年少扶養親族　※① | | 15 歳まで（平成22 年1月２日以降に生まれた人） | ― |
| 一般扶養親族 | | 16 歳以上（平成22 年１月１日以前に生まれた人） | 33 万円 |
| 特定扶養親族 | | 19 歳～22 歳まで（平成 15 年１月２日から平成 19 年１月１日までに生まれた人） | 45 万円 |
| 老人扶養親族 | 同居老親等　※② | 70 歳以上（昭和 31 年１月１日以前に生まれた人） | 45 万円 |
| | 同居老親等以外 | 70 歳以上（昭和 31 年１月１日以前に生まれた人） | 38 万円 |

※① 年少扶養親族の控除はありませんが、住民税の非課税等の算定に用いられますので、該当があれば記入してください。
また、障害者である場合は、障害者控除の対象となります。

※② 同居老親等とは、あなた又は配偶者の直系尊属で、そのいずれかと同居を常としている 70 歳以上の扶養親族。

※ 扶養や寡婦(夫)の状況は、前年の 12 月 31 日(年の途中に死亡した場合は、その死亡の日)の現況によって判断します。

| ㉖ 特定親族特別控除 | |
|---|---|

**要件**　あなたと生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の扶養親族がいる場合

**控除額**　次に該当する金額　※「㉕～㉖」に氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、控除額及び**個人番号（マイナンバー）**を記入してください。また別居の場合は裏面「１２」に必要事項を記入してください。

| 特定扶養親族の合計所得金額 | 控除金額 |
|---|---|
| 580,001 円～950,000 円 | 45 万円 |
| 950,001 円～1,000,000 円 | 41 万円 |
| 1,000,001 円～1,050,000 円 | 31 万円 |
| 1,050,001 円～1,100,000 円 | 21 万円 |
| 1,100,001 円～1,150,000 円 | 11 万円 |
| 1,150,001 円～1,200,000 円 | 6 万円 |
| 1,200,001 円～1,230,000 円 | 3 万円 |

| ㉗ 基礎控除 | |
|---|---|

合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に適用されます。

| 合計所得 | 控除金額 |
|---|---|
| ～2,400 万円以下 | 43 万円 |
| 2,400 万円～2,450 万円 | 29 万円 |
| 2,450 万円～2,500 万円 | 15 万円 |
| 2,500 万円～ | 適用なし |

## ３「８　配当所得等に関する事項」

令和６年度（令和５年分）より、所得税と市民税・県民税の課税方式を統一させることになり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

※住民税以外への影響まで加味した最も有利な申告方法は、市民税担当で案内することはできません。

※課税方式の選択については、申告者ご自身の責任で慎重に判断いただき、申告を行ってください。

## ４「１４　寄附金に関する事項」

**添付又は提示する書類** … 受領証等

前年中に支払った寄附金のうち、住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金がある場合は、申告書裏面「１４　寄附金に関する事項」の該当箇所に必要事項を記入してくださ

## 5 「１３　事業税に関する事項」

個人で事業を営んでいる方は、毎年３月１５日までに前年中の事業の所得などを、県税事務所に申告することになっています。ただし、住民税の申告をした方は個人の事業税の申告をする必要はありません。この場合には、申告書裏面「１３　事業税に関する事項」に必要事項を記入してください。

## 6 「5　給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法」

給与及び年金所得者については、原則特別徴収が義務付けられています。ただし、給与・公的年金等に係る所得**以外**の市県民税については、納付方法の選択が可能です。特別徴収又は普通徴収のどちらか該当する方にレ点を記入してください。

---

**申告はご自分（自書申告）で！！**

**申告は期限内に済ませましょう！！**

【 記帳・帳簿等保存制度 】

平成２６年１月から「記帳・帳簿等保存制度」の対象者が拡大され、
事業・不動産・山林所得を生ずべき業務を行う全ての人が対象となっております。
これは、所得税の確定申告の必要のない人も含みます。

---

### ◎　市民税・県民税の計算のしかた

| 市県民税算出の方法 | | 計算欄 | |
|---|---|---|---|
| **所得金額の合計** | （申告書「⑫」の金額） | A　円 | |
| **所得から差し引かれる金額の合計** | （申告書「㉘」の金額 ） | B　円 | |
| **課税総所得金額** | （申告書「⑫」－ 申告書「㉘」） | C ＝（A － B）　円 | |
| **市民税・県民税それぞれ下記とおり別に計算** | | 市民税 | 県民税 |
| **算出所得割額** | （課税総所得金額×税率（下記【ア】」参照）） | D＝C×6%　円 | D'＝C×4%　円 |
| **調整控除及び税額控除** | （調整控除については下記「イ」参照） | E　円 | E'　円 |
| **差引所得割額** | （算出所得割額 － 調整控除及び税額控除） | F ＝（D － E）　円 | F'＝（D'－E'）　円 |
| **均等割額** | （下記【ア】参照） | G　円 | G'　円 |
| **納める市県民税額** | （市民税＋県民税） | F ＋G　円 | F' ＋G'　円 |

令和８年度（令和７年中）市民税・県民税（住民税）税率【ア】

| | 市民税 | 県民税 | 国税（森林環境税）※2 |
|---|---|---|---|
| **所得割** | 6% | 4% | - |
| **均等割※1** | 3,000 円 | 1,500 円 | 1,000 円 |

※１：前年合計所得金額が条例で定める金額以下の場合に均等割非課税となります。
※2：令和６年度から森林環境税（国税）として、国内に住所を有する個人に対し、１人年額 1,000 円を均等割と併せて市町村が賦課徴収を行っています。

**調整控除額【イ】**

所得税と市・県民税の人的控除の差に基づく負担増を調整するため市・県民税の所得割額から下記の計算額を控除します。

・課税所得金額が 200 万円以下の場合
　（１）（２）のいずれか少ない金額の５%（市民税３%、県民税２%）
（１）人的控除の差の合計額
（２）合計課税所得金額
・合計所得金額が２００万円を超える場合
　（１）から（２）を控除した金額（５万円未満の場合は５万円）の５%（市民税３%、県民税２%）
（１）人的控除額の差の合計額
（２）合計課税所得金額から２００万円を控除した金額

| 人的控除の種類 | | 人的控除の差 |
|---|---|---|
| 障害者控除 | 普通 | 1 万円 |
| | 特別 | 10 万円 |
| | 同居特別障害 | 22 万円 |
| 寡婦 | | 1 万円 |
| ひとり親 | | 母 5 万円<br>父 1 万円 |
| 勤労学生 | | 1 万円 |
| 扶養控除 | 一般 | 5 万円 |
| | 特定 | 18 万円 |
| | 老人 | 10 万円 |
| | 同居老親等 | 13 万円 |
| 基礎控除 | 2,400 万円以下 | 5 万円 |
| | 2,400 万円～<br>2,450 万円以下 | 5 万円 |
| | 2,450 万円以上 | 5 万円 |

| | 人的控除差額 | |
|---|---|---|
| 本人の<br>合計所得金額 | 配偶者控除 | 老人控除対象<br>配偶者 |
| 900 万以下 | 5 万円 | 10 万円 |
| 900 万円～950 万円 | 4 万円 | 6 万円 |
| 950 万円以上～<br>1,000 万円 | 2万円 | 3万円 |